

日時：令和元年9月6日(金)15:00～15:45(公開)、15:50～16:50(非公開)

出席者：

(委員) 八田委員長、稲垣委員、北本委員、林委員  
(事務局) 佐藤事務局長、恒藤総務課長、遠藤取引監視課長、  
黒田取引制度企画室長、田中NW課長、野沢統括NW事業管理官、  
日置NW事業制度企画室長、伊藤小売取引検査管理官

議事概要：

【公開開催】

- 「適正な電力取引についての指針」の改定の建議について  
「適正な電力取引についての指針」の改定について、事務局の案のとおり経済産業大臣に建議することを決定した。
- ガス導管事業者及びそれらの特定関係事業者に係る行為規制について  
ガス導管事業者及びそれらの特定関係事業者に係る行為規制について、今後、制度設計専門会合において詳細検討を進めることを決定した。
- 一般ガス導管事業者の託送供給約款の変更の認可について  
東部瓦斯株式会社の託送供給約款の変更の認可申請について、ガス事業法第48条第4項第2号、第4号、第5号及び第6号に照らし、適合していると認められるため、経済産業大臣へ、当該認可を行うことに異存がない旨、回答することを決定した。
- 都市ガスの卸取引に関する競争の促進について  
都市ガスの卸取引における中途解約補償料を伴う長期契約及び需要家情報の取扱いについて、事務局の案のとおり都市ガスの卸元事業者に対して自主的な取組として要請することを決定した。

【非公開開催】

- ベースロード市場の監視について  
ベースロード市場の監視について、事務局から報告を行うとともに対応方針について検討を行った。
- 小売電気事業の登録について  
小売電気事業の登録申請に係る審査について議論し、11件の事業者について委員会としての対応方針を検討し、いずれも「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」第1(1)②に該当する事実は認められない旨の意見を出すことを決定した。
- 特定供給の許可について  
特定供給の許可申請に係る審査について議論し、2件の事業者について委員会と

しての対応方針を検討し、いずれも「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」第1(28)①及び②における特定供給の許可に係る審査基準に照らし、許可の基準を充足するものと考えられるため、当該許可について異存のない旨の意見を出すことを決定した。

● 指定旧供給区域熱供給規程の変更認可について

指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請に係る審査について議論し、9件の事業者について委員会としての対応方針を検討し、いずれも問題があるとは認められないことから、当該許可について異存のない旨の意見を出すことを決定した。

以上